



議案第五十八号

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の

一部改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正すること
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本
議会の議決を求めらる。

昭和五十四年六月二十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十四年六月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の次に次の一項を加える。

（旅費の支給額に関する経過措置）

々 公営企業管理者及び固定資産評価員の内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、特別の事情等の内国旅行の場合を除き、当分の間、特別車両料金及び特別船室料金の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、次項及び第四項に定めるものを除き、昭和五十四年七月一日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例別表第二の一の規定(着後手当に係る部分を除く。)は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

4 新条例附則第四項の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。